

TEPCO エシ活プログラム（エコキュート） 会員規約

（目的）

第1条

東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「運営・管理者」といいます）は、会員（第3条第1項に定義される）が自然冷媒ヒートポンプ給湯機または昼間沸上げ形自然冷媒ヒートポンプ給湯機（以下総称して「エコキュート等」という）を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」といいます）の実施要綱（令和8年1月9日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づき、J-クレジット（温室効果ガス排出量の削減効果をいいます。以下同じ）としてJ-クレジット制度認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出されたJ-クレジットを環境先進企業等への販売等を行うことを目的として、「TEPCO エシ活プログラム（エコキュート）」（以下「本プログラム」といいます）を実施するものとします。

（運営・管理）

第2条

1. 本プログラムの運営および管理のために必要な業務は、運営・管理者が行います。なお、運営・管理者は、会員の承諾を得ることなく、会員規約（以下「本規約」といいます）に基づく運営・管理者の業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。
2. 運営・管理者は、本プログラムにおいて次に掲げる業務等を行うものとします。
 - (1) 会員情報の管理・記録
 - (2) 会員登録時の内容確認（対象設備の導入時期、他のプログラム型プロジェクトとの会員の重複登録等）
 - (3) サンプルングの実施
 - (4) モニタリングの実施とデータの収集
 - (5) 個別活動実績報告リストの作成
 - (6) モニタリング報告値（排出削減量等）の算定
 - (7) モニタリング報告書の作成と審査等各対応
 - (8) J-クレジット制度事務局への各種申請
 - (9) J-クレジット売買
 - (10) J-クレジット収益の活用計画の策定と活用
 - (11) ぐらし TEPCO ポイントの付与
 - (12) 会員の退会手続
 - (13) 前各号に付帯関連する事項

(会員)

第3条

1. 本規約において、会員とは、本規約に同意のうえ、本プログラムに申込み、運営・管理者が本プログラムへの入会を承諾したお客さまをいいます。
2. 会員は、会員資格の有効期間中、次に掲げる全ての事項を満たすこととします。いずれかの事項を満たさない場合には、運営・管理者は、前項の承諾を行わないことがあり、また、一つでも事項を満たさなくなった場合、会員は、運営・管理者にすみやかにその旨を連絡するものとします。
 - (1) 住宅を所有し、または住宅について次号以下の行為を行う管理権限を有していること
 - (2) 所有または管理する住宅にエコキュート等を設置し使用していること
 - (3) エコキュート等の保証書に記載のお買い上げ日が、会員規約に同意して入会を申込み日の2年前の日以降であること
 - (4) エコキュート等の機器を施主支給や材工分離による工事で設置していないこと
 - (5) エコキュート等について、中古品またはリース契約（契約の名称等にかかわらず、会員がエコキュート等を所有することなく使用できるような場合をいいます）に基づき導入していないこと
 - (6) 暮らし TEPCO web の会員であり、かつ運営・管理者のホームページ等で別途定める対象の電気料金プランに係る運営・管理者との需給契約の締結およびメールアドレスの登録をしていること
 - (7) プログラムの申込みの際に選択した、対象の電気料金プランに係る需給契約が適用されている需要場所において、会員が本プログラムに登録するエコキュート等を設置していること
 - (8) エコキュート等の消費電力量のモニタリングにあたり、会員が本プログラムに登録するエコキュート等を無線 LAN に接続し、各メーカー等が提供するサービス（メーカーのネットワークサービス等）への登録が必要な場合は、当該サービスに加入していること
 - (9) J-クレジット制度における各種申請のために、会員が運営・管理者に届け出た情報を、運営・管理者が使用することに同意すること
 - (10) J-クレジット制度における各種申請のために必要な情報のうち、会員が運営・管理者に届け出た情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること
 - (11) 会員が本プログラムに登録するエコキュート等についての環境価値を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「エコキュート等を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること
 - (12) 会員が本プログラムに登録するエコキュート等が、他の類似制度および J-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと
 - (13) 会員が本プログラムに登録するエコキュート等が、過去に本プログラムに入会したことのあるものと同一の機器ではないこと
3. 運営・管理者は、お客さまが一部の条件を満たさない場合であっても、運営・管理者が必要と認めたときには、本プログラムへの入会を承諾することがあります。

(入会日および会員資格の有効期間)

第4条

1. 運営・管理者が本プログラムへの入会を承諾した場合、会員資格の開始日は入会申込日とします。

2. 会員資格の有効期間は、会員資格の開始日から8年間とし、自動退会とします。
3. 前項にかかわらず、会員が、会員資格の開始日から8年間が経過する前に本プログラムから退会した場合には、当該退会した日をもって会員資格を喪失するものとします。

(申込みの不承諾)

第5条

運営・管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本プログラムへの入会を希望するお客さまからの申込みを承諾しないことがあり、またその理由について、当該お客さまからの請求がある場合を除き、一切開示しないものとします。

- (1) 申込み内容について、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあったとき
- (2) 本プログラム以外の運営・管理者が提供するサービス等に関する契約が解除され、もしくはこれらのサービス提供が停止されたことがあるとき、またはそのおそれがあるとき
- (3) 本プログラムの申込みを行う者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みが成年被後見人によって行われず、または法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき
- (4) 日本国外からの申込みであるとき
- (5) 第3条第2項各号の条件を満たしていないとき
- (6) 第19条の定めに違反するとき、またはそのおそれがあるとき
- (7) 運営・管理者の業務の遂行上または技術上支障をきたすと、運営・管理者が判断したとき
- (8) その他運営・管理者が適当でないと判断するとき

(退会)

第6条

会員は、会員資格の有効期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退会の申込みをするものとします。

- (1) 会員が本プログラムの退会を希望するとき
- (2) 会員が本プログラムに登録するエコキュート等を処分（売却、譲渡、交換、貸付または担保に供すること）するとき
- (3) 第3条第2項各号の条件を満たさなくなったとき

(運営・管理者が行う退会処理)

第7条

1. 運営・管理者は、各号のいずれかに該当するときは、会員に事前に通知することなく、直ちに本プログラム退会させることができるものとします。
 - (1) 本プログラムへの入会後に、第5条各号に該当する事由が判明したとき
 - (2) 第8条第1項各号に規定する禁止行為を行ったとき
 - (3) 会員が、運営・管理者の問い合わせ窓口等に長時間の電話を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返す、不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行う等、運営・管理者の

業務に支障をきたしたとき

(4) 会員が本規約に違反したとき

2. 運営・管理者は、本プログラムの継続が困難となる事由の発生その他合理的な理由がある場合は、対象となる会員に通知することをもって本プログラムから退会させることができるものとします。
3. 前項に基づく会員の本プログラムからの退会は、運営・管理者の会員に対する損害の賠償請求を妨げないものとし、また運営・管理者は、前項に基づく退会により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

(禁止事項)

第8条

1. 会員は、本プログラムに関して次の行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 本プログラムに営業目的で参加する行為
 - (2) 運営・管理者、他の会員またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
 - (3) 差別もしくは誹謗中傷し、または信用を棄損する行為
 - (4) 他の会員になりすまして本プログラムに入会する行為
 - (5) 法令もしくは公序良俗に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (6) 犯罪行為に関連する行為
 - (7) 前各号に定める行為を助長する行為
 - (8) 前各号に該当するおそれがあると運営・管理者が判断する行為
 - (9) その他、運営・管理者が不適切と判断する行為
2. 運営・管理者は、何人に対しても、前項に定める行為が行われないように会員を監視し、またはこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

(Jークレジットの取り扱い)

第9条

会員から運営・管理者へ譲渡された環境価値は、第1条に定める目的に従い、運営・管理者が活用することとします。

(運営・管理者への協力)

第10条

会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる全ての事項について同意し、協力しなければならないこととします。

- (1) Jークレジット制度における各種申請に際し、運営・管理者が必要とする情報を提供すること
- (2) Jークレジットの認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査（エコキュート等に関する現地確認等をいう）を受けること
- (3) その他、運営・管理者の求めに応じて、本プログラムの運営および管理に関して必要な情報を提供すること

(報告)

第 11 条

1. 運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して適宜報告するものとします。
 - (1) J-クレジット制度認証委員会への実績報告および認証申請の結果について
 - (2) J-クレジットの活用用途について
2. 前項の報告は、運営・管理者が電磁的方法その他運営・管理者が適切と判断する方法にて行うものとします。

(本プログラムの提供の終了)

第 12 条

1. 運営・管理者は、本プログラムの全部または一部の提供を終了することができます。
2. 運営・管理者は、前項に基づき本プログラムの提供を終了する場合は、本プログラムを終了する日の前日までに、メールその他運営・管理者が定める方法で会員に通知および運営・管理者ホームページ等に提示するものとします。

(特典内容)

第 13 条

運営・管理者は、本プログラムへの参加の対価として、会員に対し、運営・管理者がホームページ等で別途定めるくらし TEPCO ポイントを発行するものとします。

(特典発行時期)

第 14 条

1. 運営・管理者は、運営・管理者がホームページ等で別途定める時期までを目途に、前条の特典を発行するものとします。
2. 前項にかかわらず、運営・管理者は、前条の特典の発行手続きを開始した時点でくらし TEPCO web を退会している会員に対し、当該特典を発行しません。

(会費)

第 15 条

本プログラムの会費は無料とします。

(個人情報等の取扱い)

第 16 条

1. 会員は、各メーカー等が所有しているエコキュート等の情報を含む会員の個人情報を、各メーカー等が運営・管理者に第三者提供することに同意するものとします。
2. 会員は、本プロジェクトに関連して収集した前項の個人情報を含む会員の個人情報（以下「個人情報等」といいます）を、運営・管理者が別途公表する運営・管理者のプライバシーポリシー

(<https://www.tepco.co.jp/ep/privacypolicy/>) に従って取り扱うことに同意するものとします。

3. 会員は、運営・管理者が第1条に定める目的に従い、J-クレジット制度事務局、J-クレジット制度認証委員会および別添1に定める各審査機関に対し、個人情報等を提供することに同意するものとします。
4. 会員は、運営・管理者および各メーカー等がエコキュート等の所有確認および通信確認をするために、各メーカーが保有する個人情報と運営・管理者が保有する個人情報等を突合することに同意するものとします。
5. 会員は、運営・管理者が第1条に定める目的に従い、第2条第2項(1)号ないし(8)号に定める業務等を実施するのに必要な期間(会員資格の有効期間終了日が属する事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)の翌々年度末日まで)に限り、会員資格の有効期間終了後も、本規約の定めに従い、会員の個人情報を保有・利用・提供等することに同意するものとします。
6. 本プログラムへの入会を希望するお客さまは、給湯省エネ事業の補助金を利用してエコキュートを導入する場合において、補助金申請書類「共同事業実施規約」の共同事業者(工事発注者)欄に記載される者(以下、「共同事業者」といいます)が、対象となる電気料金プランに係る需給契約が適用されている需要場所において同居する者の場合、共同事業者から、共同事業者の氏名および住所が運営・管理者に提供され、運営・管理者が別途公表する運営・管理者のプライバシーポリシー(<https://www.tepco.co.jp/ep/privacypolicy/>)に従って取り扱われることについて同意を得たうえで、本プログラムに申込みものとします。

(免責)

第17条

1. 運営・管理者は、本プログラムが会員の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性および有用性を有すること、会員による本プログラムへの入会が会員に適用のある法令に適合すること、ならびに会員のエコキュート等に不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 運営・管理者は、運営・管理者による本プログラムの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更(本規約の変更を含みます)について、運営・管理者に故意または重過失がある場合を除き、会員が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
3. 運営・管理者の債務不履行または不法行為により本プログラムに関連して会員に損害が生じた場合、運営・管理者に故意または重過失がある場合を除き、運営・管理者は通常生ずべき損害(逸失利益その特別の事情によって生じた損害を含みません)の範囲内で、責任を負うものとします。

(損害賠償請求等)

第18条

本プログラムに関連して、会員が第三者もしくは運営・管理者に対して損害を与えた場合、または会員と第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 19 条

1. 会員は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ会員資格の有効期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人をいいます。
2. 会員は、本プログラムに関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを、保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、虚計もしくは威力を用いて運営・管理者の信用を棄損し、または運営・管理者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 運営・管理者は、会員が前二項の表明および保証に違反した場合、または本プログラムへの入会が反社会的勢力の活動を助長もしくは反社会的勢力の運営に資すると判断した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、会員に何らの催告を要することなく、本プログラムから退会させることができるものとします。
4. 前項に基づき運営・管理者が会員を本プログラムから退会させた場合、運営・管理者は、本プログラムから退会させたことに起因して会員に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償または補償することを要しないものとします。

(本規約の変更)

第 20 条

運営・管理者は、民法 548 条の 4 の規定にもとづき本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本規約の実施期日までに相当な予告期間において、変更後の本規約の内容を電磁的方法等の運営・管理者が適切と判断する方法により会員に通知するものとします。

(譲渡禁止)

第 21 条

会員は、運営・管理者の書面による事前の承諾なく、本規約から生ずる運営・管理者に対する権利および義務ならびに本規約における会員たる地位を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。

(連絡および通知)

第 22 条

本プログラムに関する問い合わせその他会員から運営・管理者に対する連絡または通知、および本規

約の変更に関する通知その他運営・管理者から会員に対する連絡または通知は、運営・管理者の定める方法で行うものとします。

(準拠法)

第 23 条

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(協議)

第 24 条

1. 本規約に定めるもののほか本プログラムに関して疑義が生じた事項については、会員および運営・管理者間で誠実に協議するものとします。
2. 前項に基づく協議をしても解決できず、訴訟の必要性が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第 25 条

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または失効不能と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

(注意事項)

第 26 条

会員は、次の注意事項を認識し、遵守するものとします。

- (1) 本プログラムへの入会申込み後、くらし TEPCO web のお知らせの配信停止設定を行った場合、本プログラムにかかるメールが届かなくなる可能性があります。本プログラムにかかるメールのみの配信停止はできません。
- (2) 本プログラムへの入会に必要な対象機器の取得および維持にかかる費用ならびに本プログラムへの入会およびお問い合わせなどにかかる通信料等は会員のご負担となります。
- (3) 会員資格の有効期間中または終了後に、同様または類似のプログラムを行う場合があります。
- (4) 会員が、会員資格の有効期間中に、エコキュート等が設置された場所に係る電気需給契約について、対象の電気料金プランから別の対象の電気料金プランに変更した場合、会員資格は継続しているものとします。
- (5) 高圧一括受電のマンションなどにお住まいの方は、本プログラムに入会できません。
- (6) 1 つのくらし TEPCO web 会員 ID に対象の電気料金プランに係る需給契約が複数登録されており、かつ運営・管理者指定のエコキュート等を対象の電気料金プランに係る需給契約が適用されている需要場所にそれぞれ設置している場合、対象の電気料金プランに係る需給契約ごとに入会申込が可能です。また、複数のくらし TEPCO web 会員 ID に対象の電気料金プランに係る同一の需給契約が登録されている場合、本プログラムへの入会申込および特典の付与は 1ID のみとなり、別のくらし TEPCO web 会員 ID で参加の申込があったときは、申込を不承諾または本プログラムから退

会させるものとします。

- (7) 対象の電気料金プランに係る需給契約が適用されている需要場所に 2 台以上のエコキュート等が設置されている場合であっても、登録できるエコキュート等は 1 台となります。
- (8) 会員資格の有効期間中に対象の電気料金プランに係る需給契約の契約上の地位の移転が行われたときは、当該需給契約については、契約上の地位を移転した会員において、本プログラム退会の申込みがなされたものとみなします。なお、需給契約に係る契約上の地位が移転されたお客さまに対し、本規約における会員たる地位を移転させることはできません。

附 則

本規約は、2026 年 11 月 1 日 から施行する。

別添1 Jークレジット制度における各種審査機関

- 一般社団法人日本能率協会サステナビリティセンター
- 一般財団法人日本品質保証機構
- 一般財団法人日本海事協会
- ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社

※ その他，2026 年 11 月 1 日以降に登録された Jークレジット審査機関を含みます。